

里親制度のご案内

～子どもたちの健やかな成長のために～



千葉県

1. 里親とは？

子どもが健やかに成長するためには、安定した環境の中で、保護者の温かい愛情のもとで育てられることが必要です。

しかし、保護者の病気、家出、離婚、あるいは保護者からの虐待など何らかの理由により、家庭で生活することができない子どもたちがいます。そんな子どもたちを保護者に代わって、一時的にまたは継続的に家庭的な雰囲気の中で、愛情深く育ててくださる方を里親といいます。



里親による養育は児童福祉法に基づいて行われています。

《法第6条の4(抜粋)》

この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

2. 里親の種類

養育里親 (菜の花家族)	要保護児童(保護者がいない又は保護者に監護させることが適当でないなど、保護することが必要な子ども)を、一定期間、養育する里親。
専門里親	保護者からの虐待等により心身に影響を受けた子ども、非行等の問題がある子ども、身体・知的・精神に障がいがある子ども等を養育する里親。
親族里親	保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となり養育ができなくなった子どもを、民法に定める扶養義務者(※)等が保護者に代わって養育する里親。
養子縁組里親	子どもと養子縁組することを前提として、養育する里親。

※扶養義務者…直系血族、兄弟姉妹及び家庭裁判所が扶養義務を負わせた3親等以内の親族



「菜の花家族」って何？

「菜の花家族」とは、千葉県の養育里親の愛称です。



3. 里親になるための要件

「養育里親」になるためには次の要件があり、千葉県知事が里親としての認定を行います。

- (1) 千葉県内(千葉市在住は除く)に居住していること
- (2) 心身ともに健康であること
- (3) 児童の養育について、理解・熱意・児童に対する豊かな愛情を有していること
- (4) 経済的に困窮していないこと
- (5) 里親登録に必要な研修を修了していること
- (6) 里親希望者と同居人(ご家族)が、禁錮以上の刑に処されたことがないこと
- (7) 里親希望者と同居人(ご家族)が、児童福祉法及び児童売春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、その他国民の福祉に関する法律の規定により、罰金の刑に処されたことがないこと
- (8) 里親希望者と同居人(ご家族)が、暴力団員又は暴力団関係者ではないこと
- (9) 児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること
- (10) 家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであること
- (11) 里親を希望する動機が児童の最善の福祉を目的とするものであり、里親制度が社会的養護であることを理解し、里親支援機関等と協働が可能であること

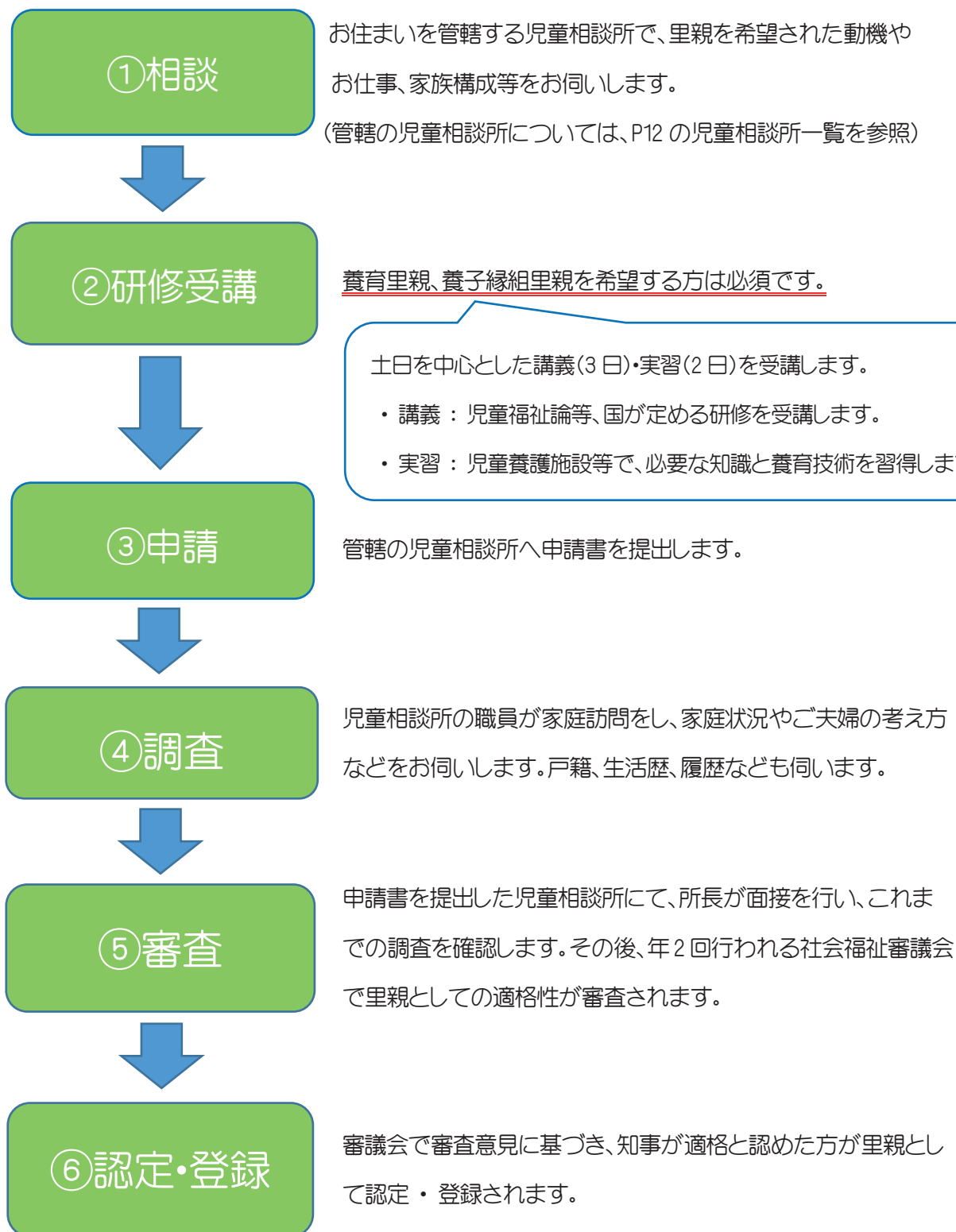
※養子縁組里親、親族里親、専門里親に関しては、この他に別の要件があります。

詳しくは管轄の児童相談所又は県児童家庭課へお問い合わせください。

**里親制度は“公的な”養育です！
みんなで子どもの育ちを支えましょう！**



4. 申請から登録まで（手続きの流れ）



5. 里親登録がされたら

(1) 子どもの委託について

児童相談所で保護した子どもの保護者が里親への委託を承諾した場合、または子ども自身が里親のもとで生活することを希望した場合に、その子どもや里親の条件等を検討しながら、児童相談所が子どもにあった里親を選び委託します。

委託とは、児童相談所で保護した子どもを、養育することが適当であると認めた里親等に養育してもらうことです。あくまでも、委託先は児童相談所が決定するため、里親の気に入った子どもを自由に選べるわけではありません。



委託された子どもによくみられること

里親に委託された子どもは、年齢やその子どもの背景によって違いはありますが、時期によってさまざまな行動を表します。

一般的に表れる特徴的な行動としては「赤ちゃん返り」や「お試し行動」などがみられます。

○赤ちゃん返り

里親のそばからひと時も離れなくなる、おんぶ抱っこを頻繁に迫る、今までできていたことも「できない」「やって」と甘えてきます。

○お試し行動

里親が嫌がること、不快に思うこと、明らかに良くないと分かっていることを“あえて”行います。里親が自分にとってどこまで信頼できる存在なのか、自分が悪いことをしても受け止めてくれるのか里親を試そうとします。

(2) 子どもの委託解除について

子どもが里親から委託解除になる場合は、下記の3つのケースがあります。

① 家庭引き取り

保護者が再び子どもを養育することができるようになった場合には、家庭引き取りを検討していきます。引き取りの時期や方法については、児童相談所が調整します。

② 満年齢

子どもが18歳になるまでは、原則的に継続して養育することが可能です。また、18歳を超えても引続き支援が必要な場合には、20歳まで養育を延長することができます。

③ 養子縁組の成立

養子縁組が成立したら法律上の親子関係となるため、委託解除となります。

《参考》 養子縁組には「普通養子縁組」と「特別養子縁組」があります。

普通養子縁組	未成年を養子とするには、家庭裁判所の許可が必要となります。養子と実親間の相続や扶養義務等の法律関係は残り、戸籍の続柄には養子と記載されます。 15歳未満の養子縁組については、親権者の承諾が必要となりますが、15歳以上の場合には本人の意思表示により養子縁組が可能です。
特別養子縁組	委託された子どもが15歳未満で、原則として実親が同意している場合で、養親との親子関係を新たに結び、かつ実親との親子関係を解消することが子どもにとって有益であると家庭裁判所が認めた場合に成立します。戸籍の続柄には子と記載されます。特別養子縁組は普通養子縁組と異なり、一旦成立すると原則として離縁はできません。 ※特別養子縁組を前提として里親委託した場合は、家庭裁判所に申し立てた後、6か月以上の養育期間を経て審判がされます。

6. 子どもが委託されたら

- 子どもを委託されたら、まず、その子どもを家族の一員として迎え入れてください。
年齢に応じて、学区内の小学校や中学校等に通わせてください。
- 子どもの生活費については、国・県で定められた養育費が毎月公費で支給され、里親の口座に振り込まれます。(PTの主な里親措置費一覧を参照)
- 医療費は、児童相談所で発行する受診券によって支払うことができます。
医療機関に提示すると、保険対象の医療費については公費で払われます。
- 所得税法上の扶養控除が認められます。
- 子どもの保護者との調整については、原則、児童相談所が間に入って進めます。里親が直接、保護者と対応することはありません。
- 子どもにとって慣れない環境で生活することは不安です。また里親にとっても不安や悩みが出てくると思います。里親子が安定した生活ができるよう児童相談所の職員が訪問しますので、一緒に考えながら進めていきましょう。

《参考》 主な里親措置費について

委託期間中は、毎月、国基準及び千葉県基準に基づき、里親手当、一般生活費、教育費など一定の金額が支払われます。さらに、子どもの年齢に応じて、実費で支払えるものもあります。

(主な措置費一覧)

	乳児・幼児	小学生	中学生	高校生	特別支援学校高等部
幼稚園費	○				
学習塾費			○	○	○
部活動費		○	○		○
学校給食費		○	○		○
教材費		○	○		○
通学交通費		○	○		○
見学旅行費		○	○	○	○
夏季等特別行事費		○	○		
特別育成費 (学校納付金、教材費、交通費等)				○	
入進学支度費		○	○	○	
大学進学等 自立生活支度費				進学時	進学時
就職支度費			就職時	就職時	就職時

(※)里親が子どもにかかる教育費等の支給を受ける際には、所定の証明書を学校から発行してもらう必要があります。

(例) 在学証明書、学校給食証明書、教科書等指定証明書など



7. その他

(1) 里親登録の有効期間

養育里親、養子縁組里親の登録有効期限は5年間、専門里親は2年間です。更新を希望する場合は、更新研修を受講した後、欠格事項に該当していないこと、希望する子どもの条件などを再度確認して、改めて審議会で登録の更新を審査いたします。

(2) 受診券について

委託されている子どもが医療機関を受診するときは、受診券を窓口提出してください。

受診券を提示すれば、里親の窓口負担はありません。

保険区分ごとの医療費の取り扱いについては、以下のようになります。

保険区分	医療費負担区分	請求・支払い
社会保険被扶養者	社会保険給付 公費負担併用	千葉県社会保険診療支払基金
国民健康保険被扶養者	国民健康保険給付 公費負担併用	千葉県国民健康保険団体連合会
無保険者	全額公費	千葉県社会保険診療支払基金

(3) 子どもの名字（呼称）について

里親と委託されている子どもの名字は異なります。特に、乳幼児期に委託された子どもは、自分が里親の名字と違うことを知らない場合もあります。里親が「育ての親」であることを子どもに伝える、いわゆる『真実告知』については、管轄の児童相談所と話し合ってください。

(4) レスパイト・ケア制度について

里親が一時的に委託されている子どもの養育を休憩するために、乳児院や児童養護施設等、または他の里親へ子どもを預けることができ、これを「レスパイト・ケア」といいます。レスパイト・ケア制度を利用する際には、管轄の児童相談所へ相談してください。

※児童相談所を介さず、里親同士の話し合いで子どもを預けること(=実質的なレスパイト)はしないでください。



POINT !

Q&A



Q 単身、共働き、LGBT 等でも里親になれますか？

A 里親登録については、認定基準に沿って可否が判断されます。そのため、単身、共働き、LGBT 等であっても、認定基準を満たしていれば里親になることができます。

※認定基準については、P3を参照。

Q 里親になるには貯金がどれくらい必要ですか？

A 貯金の額は要件にありません。最低限自力による生計維持ができていれば認定要件に合います。生活保護世帯や非課税世帯（市町村県民税が課税されていない世帯）は自力による生計ができていないため、里親認定の要件にあたりません。（親族里親は除く）

Q 里親審議会とはなんですか？

A 里親になるためには、都道府県に置かれている社会福祉審議会へ知事が諮問をして、答申を受けなければなりません。審議会の中で、里親として適格かどうか審議されます。里親が出席する必要はなく、管轄の児童相談所職員が対応します。

Q 里親申請や子どもを委託してもらう時にお金はかかりますか？

A 申請や委託に関してお金はかかりませんが、研修を受講する際、施設実習先で食事代等の自己負担が発生します。

Q 申請から登録までにはどれくらいの期間がかかりますか？

A 里親になるためには、里親審議会承認されなければなりません。しかし、里親審議会の開催時期により、申請から登録まで1年近くかかることもあります。おおよそいつごろ審議会が開催されるかは、管轄の児童相談所でご確認ください。

Q 引っ越しをした場合はどうすればいいの？

A 県外（及び千葉市）へ転居した場合、里親登録は抹消されます。里親としての活動を続ける場合には、転居先の都道府県等で再度申請をしてください。

また、県外・県内に関わらず転居される場合には、管轄の児童相談所にご連絡ください。

Q 子どもはいつ委託されますか？

A 児童相談所で保護した子どもの保護者が里親への委託を承諾した場合、または子ども自身が里親のもとで生活することを希望した場合に、その子どもや里親の条件等を検討しながら、児童相談所が子どもにあった里親を選び委託します。

Q 児童養護施設や乳児院に入っている子を里子として預かりたいのですが？

A 原則的には、子どもの保護者の承諾等がなければ委託できません。ただし、児童養護施設によっては、夏季・冬季や土日などの週末休みを利用して、短期間里親に預けることを行っているところもあります。

Q 私立の学校へ通わせようと思うのですがよいのでしょうか？

A 基本的には、公立・私立の別を問いません。しかし、私立学校への通学は、高校の場合、特別育成費として基準額は支払われますが、小・中学校の場合には、教材費と交通費実費のみで授業料等をご負担いただくことになります。

Q 高校を卒業したら子どもはどうなってしまいますか？

A 原則的には、18歳を超えても高校卒業までは、養育することが可能です。高校卒業後は、就職などで自立していくことになります。子どもによっては、スムーズに自立できない場合もありますので、その時には、養育期間を延長することができます。管轄の児童相談所にご相談ください。

Q 子どもを養育できなくなったらどうしたらいいですか？

A 様々な事情から委託された子どもの養育ができなくなった場合には、無理せず児童相談所へご連絡ください。子どもは改めて児童相談所が一時保護した上で、他の里親や児童養護施設等へ委託されることとなります。

また、養育については、児童相談所以外にも、里親支援機関に相談することもできます。日頃から一人で抱え込まず、みんなで子どもの育ちを支えましょう。



「里親支援機関」って何？

「里親支援機関」とは、里親を支援する民間の支援機関のことを指します。県内には、児童養護施設・乳児院に里親支援専門相談員が配置されているほか、児童家庭支援センター、NPO法人、千葉県里親会があります。

千葉県里親会

里親の任意団体として、千葉県里親会があります。里親として必要な研修や里親同士の交流を図ることを目的に活動しています。

また、子どもを委託された時は、里親会に加入して、委託中の子どもが受けた（あるいは与えた）事故等について、里親賠償責任保険の制度による保証が受けられます。本部事務局は千葉県中央児童相談所（天台）内に置かれ、各支部が児童相談所ごとに置かれています。

【千葉県里親会お問合せ先】

住所：千葉市稲毛区天台1-10-3

電話番号：043-441-8676

里親インタビュー

子どもが育つあたたかい場所

今回のインタビューでは、8人の里親さんにお話を伺いました。

一時保護という形で短期間、里子を受け入れた方や、乳幼児の頃から里子が独立するまで、長期間受け入れた方まで、里親としての経験はさまざま。しかし皆さん一人一人から、子どもをあたたく迎える愛情と、試行錯誤を重ねながら子どもと向き合う真剣な気持ちが伝わってきました。

たくさんの日常を積み重ねて

思い出に残っている出来事を伺ったところ、「みんなで作ったたこ焼きを喜んでくれて、誕生日のお祝いは必ずたこ焼きだった」「運動会や学芸会の練習を一緒にしたらうれしうだった」と、ほほえましい思い出を語ってくれた皆さん。逆に大変だったのは、子どもの夜泣きや反抗期など。妻子を育てている家庭と変わらないエピソードに、里親と里子がたくさ

んの日常を積み重ねながら、家族としての関係を少しずつ築いているのだと感じました。

別れのつらさを乗り越えて

養育里親にとって、里子との別れはつきもの。「里親を始めて最初の頃は、里子がいなくなつた後、心に穴が空いたような気持ちになった」という方も。しかし、子どもとの別れのつらさも、愛情をもって過ごした時間があるからこそ。「その時間が、子どもの中にあたたかい記憶として残ってくれば良い」と、里子の成長や幸せを願う気持ちを語ってくれました。

手厚いサポートを実感

里親になって「児童相談所や支援機関などのサポートがとても手厚いことに驚いた」という方も。

児童相談所への相談や児童養護施設での研修を経て里親登録をし、児童相談所と調整しながら子どもの受け入れに至る

ので、気軽に相談できる関係を自然と築けるそうです。保育園入園や学校入学などの節目では、里親とさまざまな支援機関の職員が集まり、ミーティングを開くことも。多くの人が、里親と一緒に子どもの成長を支えています。

子どもの居場所の一つとして

「僕が暮らす所の一番はお父さんの所、一番は（長く生活した）児童養護施設、二番は〇〇さん（里親）の家」という子どもの言葉に、いい意味で肩の力が抜けたという里親さんは、「里親は子どもの居場所の一つであればいい」と言います。子どもの居場所は、保育園や学校、児童クラブなどたくさんあって、さまざまな人が子どもに関わり、その成長を支えています。里親も、子どもが育つあたたかい場所の一つであることが、広く理解され、受け入れられる世の中になっていくことを願います。

（ちば県民だより 令和2年10月号より抜粋）

児童相談所一覧

児童相談所名	所在地	管轄区域
中央児童相談所	〒263-0016 千葉県稲毛区天台6-5-2 043-253-4101	成田市、佐倉市、習志野市、市原市 八千代市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、印旛郡
市川児童相談所	〒272-0026 市川市東大和田2-8-6 047-370-1077	市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、浦安市
柏児童相談所	〒277-0831 柏市根戸445-12 04-7131-7175	松戸市、野田市、柏市、流山市、 我孫子市
銚子児童相談所	〒288-0813 銚子市台町2183 0479-23-0076	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、 香取郡
東上総児童相談所	〒297-0029 茂原市高師3007-6 0475-27-1733	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、 いすみ市、大網白里市、山武郡、 長生郡、夷隅郡
君津児童相談所	〒299-1151 君津市中野4-18-9 0439-55-3100	館山市、木更津市、鴨川市、君津市、 富津市、袖ヶ浦市、南房総市、安房郡